令和２年度法務省委託事業

ハンセン病問題に関する
「親と子のシンポジウム」
報　告　書

公益財団法人人権教育啓発推進センター

令和２年度法務省委託事業「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」
実施完了報告

１　実施概要
（１）テーマ：「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」
（２）日　時：令和３年２月２３日（火・祝）午後１時３０分～午後４時
（３）形　式：オンライン配信
パピヨン２４・ガスホールをメイン会場として配信
※　大島愛生園（香川県高松市）をサテライト会場に同時中継
（４）対象者：一般市民（事前申込制／先着順）　※ 参加費：無料
（５）主　催：法務省、厚生労働省、文部科学省、全国人権擁護委員連合会、福岡法務局、福岡県人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター
（６）後　援：中小企業庁、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、福岡県、福岡県教育委員会、福岡県市長会、福岡県町村会、西日本新聞社、読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、日本経済新聞社、日本財団（順不同）
（７）内　容：
- 開会～主催者挨拶
- シンポジウム

第１部　基調講演　「ハンセン病問題について考える」
・坂元茂樹（公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長）
第２部　人権啓発ビデオの上映「ハンセン病問題を知る」
第３部　パネルディスカッション
〇報告者
・森　和男（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長・大島青松園入所者自治会会長）
・竪山　勲（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会事務局長）
・黄 光 男（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）
・潮谷義子（社会福祉法人慈愛園理事長／前熊本県知事）
〇コーディネーター
・内田博文（全国人権擁護委員連合会会長）

２　目的
今なお社会に根強く残っているハンセン病元患者やその家族に対する偏見・差別を解消するためには、ハンセン病問題に関する正しい知識を持ち、ハンセン病元患者やその家族がおかれている現実を理解し、それを次世代へも継承していくことが必要である。
偏見・差別の解消に向けて、当事者の方々の思い、ハンセン病問題を深く関わってこられた方々の声を聴き、親子で考えていくためのシンポジウムを開催する。

３　参加者数等（YouTube の分析情報による）
視聴回数：１，３０７回
最大同時視聴者数：４９８人
ユニーク視聴者数：８１４人
（事前申込者５８２名）

４　「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」配信の様子

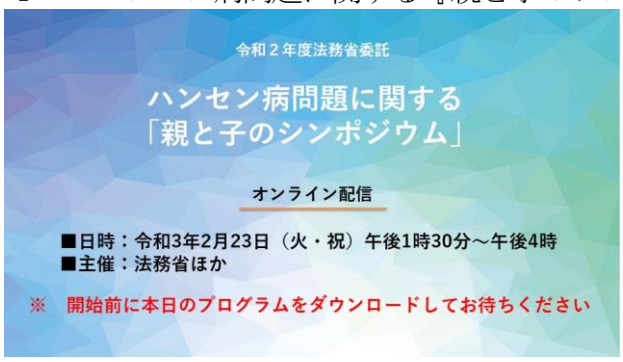

ライブ配信前：案内１

ライブ配信前：案内２

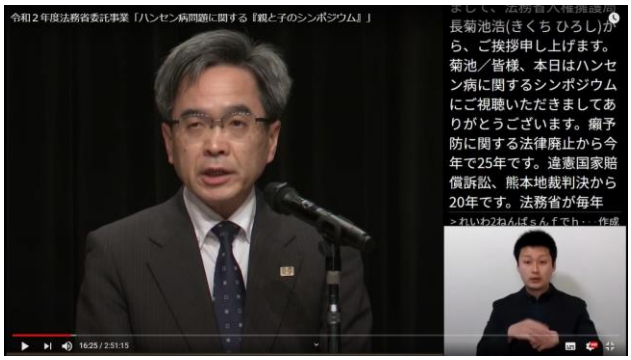

主催者挨拶：　法務省人権擁護局長　菊池浩

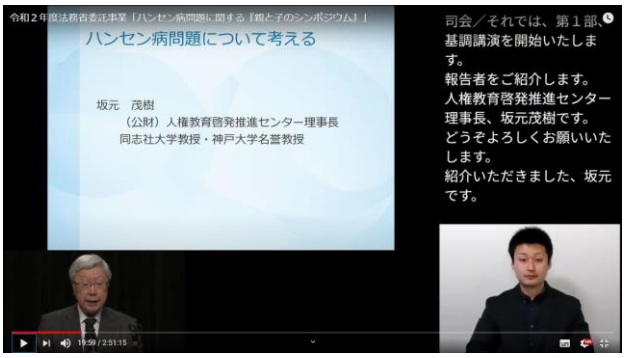

基調講演：　坂元茂樹（公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長）

ハンセン病啓発ビデオの上映

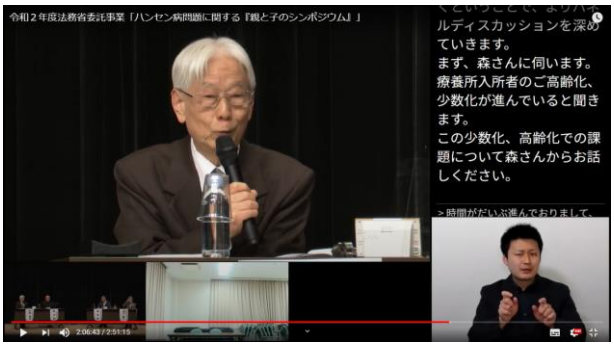

パネルディスカッション　コーディネーター：
内田博文（全国人権擁護委員連合会会長）

パネルディスカッション　パネリスト①：
森和男（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長・大島青松園入所者自治会会長）

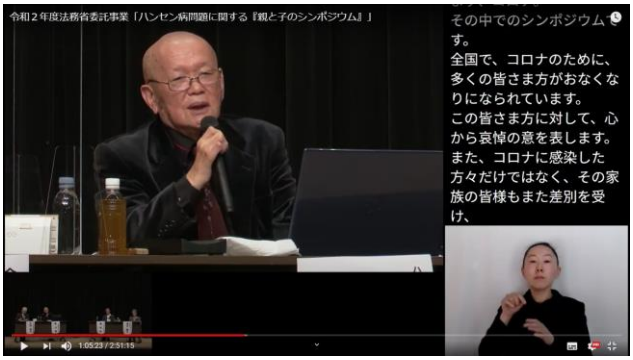

パネルディスカッション　パネリスト②：
竪山勲（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会事務局長）

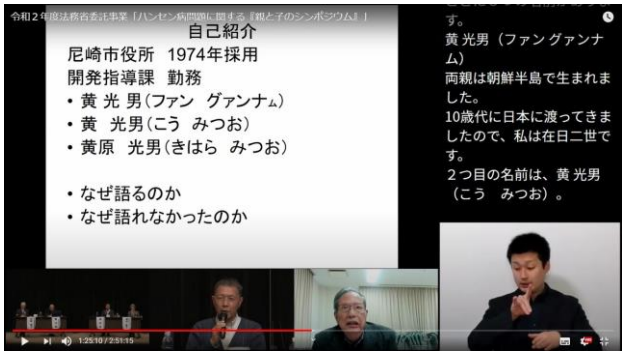

パネルディスカッション　パネリスト③：
黄光男（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）

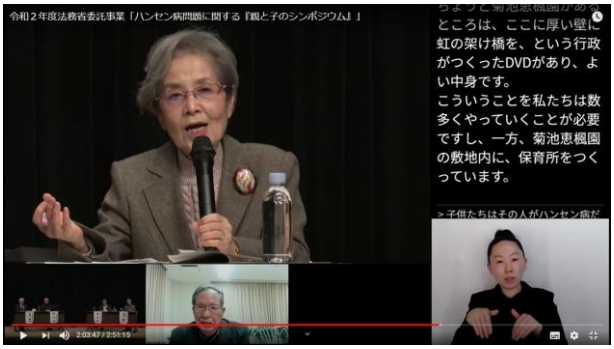

パネルディスカッション　パネリスト④：
潮谷義子（社会福祉法人慈愛園理事長／前熊本県知事）

〔参考資料〕
・当日配布資料（ダウンロード用プログラム）
・アンケート集計結果
・採録記事イメージ
　読売新聞　令和３月１８日　掲載
　読売中高生新聞　令和３月１９日　掲載
　読売 KODOMO 新聞　令和３月１８日　掲載
　毎日小学生新聞　令和３月１８日　掲載
　朝日学生新聞　令和３月１８日　掲載

令和２年度 法務省委託事業

ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

人権イメージ
キャラクター
人ＫＥＮまもる君

人ＫＥＮあゆみちゃん

日　時：　令和３年2月23日（火・祝）　午後１時３０分～午後４時まで

形　式：　オンライン配信

主　催：　法務省、厚生労働省、文部科学省、全国人権擁護委員連合会、福岡法務局、福岡県人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター

後　援：　中小企業庁、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、福岡県、福岡県教育委員会、福岡県市長会、福岡県町村会、読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、日本経済新聞社、西日本新聞社、日本財団（順不同）

目次

タイムスケジュール…… 2

基調講演

坂元茂樹（公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長） 3
＊レジュメ… 4

パネリストのプロフィール・レジュメ

○ 森 和男（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長・大島青松園入所者自治会会長）…… 14
＊レジュメ… 15

○ 竪山 勲（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会事務局長）…… 16

○ 黄 光 男（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）…… 17
＊レジュメ… 18

○ 潮谷義子（社会福祉法人慈愛園理事長・前熊本県知事）…… 31
＊レジュメ… 32

コーディネータープロフィール
内田博文（全国人権擁護委員連合会会長）…… 34

ＹｏｕＴｕｂｅでの人権啓発関連映像の配信について …… 35

人権ライブラリーの御案内 …… 36

本 シ ン ポ ジ ウ ム の 目 的

今なお社会に根強く残っているハンセン病元患者やその家族に対する偏見・差別を解消するためには、ハンセン病問題に関する正しい知識を持ち、ハンセン病元患者やその家族がおかれている現実を理解し、それを次世代へも継承していくことが必要です。

偏見・差別の解消に向けて、当事者の方々の思い、ハンセン病問題を深く関わってこられた方々の声を聴き、親子で考えていくためのシンポジウムを開催します。

タイムスケジュール

13：30～13：35　●　開会～主催者挨拶　（５分）

13：35～14：00　●　基調講演（２５分）

「ハンセン病問題について考える」

坂元茂樹（公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長）

14：00～14：10　●　人権啓発ビデオの上映「ハンセン病問題を知る」（７分）

14：10～15：55　●　パネルディスカッション（１０５分）

○　森　和男（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長・大島青松園入所者自治会会長）

○　竪山　勲（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会事務局長）

○　黄 光 男（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）

○　潮谷義子（社会福祉法人慈愛園理事長・前熊本県知事）

※　コーディネーター

内田 博文（全国人権擁護委員連合会会長）

16：00　●　閉会

基調講演者のプロフィール・レジュメ

坂元　茂樹　（さかもと・しげき）

公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長
同志社大学教授
神戸大学名誉教授
元国連人権理事会諮問委員会（ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃のための原則とガイドラインの作成者）

【略歴】

昭和 53 年４月～昭和 54 年３月	琉球大学法学部助手
昭和 54 年４月～昭和 58 年３月	琉球大学法学部講師
昭和 58 年４月～平成　３年３月	琉球大学法学部助教授
平成　３年４月～平成 15 年３月	関西大学法学部教授
平成 13 年４月～平成 15 年３月	国際交流センター所長
平成 15 年４月～平成 25 年９月	神戸大学大学院法学研究所教授
平成 25 年 10 月～	同志社大学法学部教授
平成 20 年　６月	「ハンセン病差別撤廃決議」に基づき、人権理事会諮問委員会において、ハンセン病差別撤廃を目的とする原則とガイドライン（P&G）の作成を担当
令和元月７月～	公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長

【学会・社会等の活動】

平成 11 年～平成 12 年	みなみまぐろ国際仲裁裁判事件（豪州・NZ 対日本）日本政府顧問
平成 15 年～平成 21 年	国際人権法学会理事
平成 18 年～平成 21 年	同理事長
平成 14 年～平成２９年	世界法学会理事
平成 19 年～平成 24 年	国家公務員Ⅰ種・総合職試験委員（法律職）
平成 20 年～平成 25 年９月	国連人権理事会諮問委員会委員
平成 21 年～平成 23 年	アジア国際法学会日本協会代表理事
平成 21 年～現在	日本海洋法研究会会長
平成 24 年～現在	日本海洋政策学会理事
平成 26 年～平成２８年	一般財団法人国際法学会代表理事
平成 30 年～令和２年	司法試験考査委員
令和２年～現在	日本海洋政策学会会長

【主な著書・論文】

「法科大学院ケースブック国際人権法」（共著・日本評論社　平成１８年）
「講座国際人権法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（共編著・信山社　平成１８年・平成 23 年）
「条約法の理論と実際」（単著・東信堂　平成 16 年）
「ブリッジブック国際人権法（第２版）」（共著・信山社　平成 29 年）
「人権条約の解釈と適用」（単著・信山社　平成２９年）
「日本の海洋政策と海洋法」（単著・信山社　平成 30 年）
「侮ってはならない中国-いま日本の海で何が起きているのか」（単著・信山社　令和２年）

ハンセン病問題について考える

坂元　茂樹
（公財）人権教育啓発推進センター理事長
同志社大学教授・神戸大学名誉教授

法律が作り出した社会的差別

- 1907年に制定された「癩予防ニ関スル件」において、「療養ヲ有セス且救護者ナキ」患者を、さらに1931年に制定された「癩予防法」では、すべてのハンセン病患者を対象として療養所に入所させ、一般社会から隔離する政策がとられた。
- こうした隔離政策は、ハンセン病が強烈な伝染病で、隔離が必要なほどの特別な病気という誤った認識とハンセン病患者への恐怖感と差別意識を形成させた。同時に、その家族も同じような扱いを受けてもやむを得ないという認識の形成につながった。

熊本地裁判決（2001（平成13）年）

- こうした強制隔離によって被害を受けたハンセン病元患者が国に損害賠償を求めたハンセン病国家賠償訴訟で2001年5月に下された熊本地裁判決で、国は敗訴した。
- 敗訴した国は控訴しないことを決定し、「新たな補償を立法措置により講じる、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現に努める」等の小泉純一郎内閣総理大臣（当時）談話を発表した。
- 2001（平成13）年6月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を公布し、施行した。
- ただ、国立療養所に入所しなかった患者や、患者家族に対する国の責任については、触れなかった。

宿泊拒否事件が教えること

- 判決が出たからその翌日から差別がなくなるわけではない。
- 2001年の判決後の2003年11月に熊本県のホテルでハンセン病元患者が宿泊を拒否される事件が発生した。この事件が報道されると、宿泊を拒否された人々に対して、匿名で差別的な手紙やはがきが療養所に送られるという事態が生じた。
- こうした事例をみると、真の救済は損害賠償だけではなく、差別の解消であることがわかる。そのためには、ハンセン病元患者や家族に対する差別はいけないという粘り強い啓発活動が必要である。

ハンセン病家族訴訟の提起

- 1996（平成8）年の「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されて20年目となる2016（平成28）年、ハンセン病の元患者家族が国のハンセン病隔離政策で差別被害を受けたとして熊本地裁に国家賠償訴訟を提起した。
- 隔離政策への損害賠償は、法律の廃止から20年過ぎると原則請求できないからである。
- 国のハンセン病患者隔離政策で差別被害を受けたとして、元患者家族568人が1人当たり500万円の賠償と国の謝罪を求めて熊本地裁に集団提訴した。

何が問われ、何が判決されたのか

- 原告家族は、政府の隔離政策によって偏見差別の対象となる社会構造が構築され、それにより家族が差別被害を受けていると訴えた。
- さらに原告家族は、行政府と立法府による義務違反によって「偏見差別を受ける地位」に立たされたと訴えた。
- 判決は、国によるハンセン病隔離政策を通じて、「ハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の社会構造（社会システム）が築き上げられた」ことを指摘した。

熊本地裁判決（2019（令和元）年）

- 2019（令和元）年６月２８日、熊本地方裁判所において「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に係る原告勝訴の判決が言い渡された。同年７月１２日には「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決の受入れに当たっての［安倍晋三（当時）］内閣総理大臣談話」が公表された。
- われわれに課されているのは、ハンセン病元患者のみならず、その家族がおかれていた境遇を踏まえ、今後、家族への偏見・差別を解消し、家族関係が回復されていくように社会の意識改革を行っていく施策と人権教育・人権啓発の開発である。

判決の概要

- 本判決は、厚生大臣及び厚生労働大臣がハンセン病隔離政策等の廃止等の相当な措置を採らなかったこと、法務大臣が人権啓発活動を実施するための相当な措置を採らなかったこと、文部大臣及び文部科学大臣が人権啓発教育等が実施されるための相当な措置を採らなかったこと、さらに、国会がらい予防法を廃止しなかった立法不作為がハンセン病患者の家族との関係において国家賠償法1条1項上、違法であり過失があると認定した。

2001（平成13）年判決との相違点

- 判決は、裁判における多数の原告の証言などを通じて、患者の家族たちが、学校、職場、近隣、親戚関係や結婚などの人生の多くの場面で「ハンセン病隔離政策等の遂行によって社会的差別」を受けてきたこと、さらには、偏見差別の存在のために患者本人との人間関係が妨げられるなど「家族関係形成を阻害されるに至った」ことを認定した。
- 「家族関係を形成する権利」が侵害されたという視点は、2001（平成13）年の熊本地裁判決にはなく、家族に焦点を当てた本判決によって初めて前面に出た。そのほか、判決は、憲法13条が保障する社会内において平穏に生活する権利や憲法24条1項が保障する夫婦婚姻生活の自由の侵害を認定した。

日本のハンセン病施策の歴史を振り返る（1）

- 隔離政策を主導した医師の光田健輔氏は、1899（明治32）年、「らいは、恐ろしい伝染病、民族浄化をめざす文明国の恥」との国辱論及び優生思想に基づくハンセン病患者の隔離を主張した。ハンセン病患者への偏見・差別の根源となった。
- 「癩予防ニ関スル件」に基づき、1909（明治42）年全国5ブロックに公立療養所を設置し、男性患者に「断種手術」を、女性患者に「人工中絶」を行った。
- 旧優生保護法に基づく障害のある人々への断種や強制不妊手術等の行為はハンセン病患者にも行われた。

日本のハンセン病施策の歴史を振り返る（2）

- 1916（大正5）年、「癩予防ニ関スル件」を改正し、所長に患者懲戒検束権を与えた。これにより、24時間の監視体制が構築され、救護施設から強制収容施設へと施設の性格に変化が生じた。群馬県草津町にある栗生（くりう）楽泉園に「重監房」が保存されている。
- 1931（昭和6）年に「癩予防法」が成立した頃から、無らい県運動が始まり、国民総動員的な絶対隔離の推進運動が起こった。これによりハンセン病患者への排除意識が定着した。
- この「癩予防法」は、警察の手ですべての患者（在宅療養患者を含む。）を強制隔離・収容の対象とした。

日本のハンセン病施策の歴史を振り返る（3）

- 小笠原登氏（京都大学医学部皮膚科講師）が、1936（昭和11）年、ハンセン病は感染力が弱い伝染病であり、強制隔離・断種の必要がないと主張したが、光田主流派が、「医師は国策に協力すべし」として小笠原説を封じた。
- 1941（昭和16）年、公立療養所が国立に移管され、長島愛生園（岡山）など最終的に13園の国立療養所を設立した。

国際的趨勢と日本の政策の乖離

- 1923（大正12）年、第3回国際らい会議（ストラスブール）で、すべての患者を隔離する絶対隔離に疑問が出始めた。
- 1931（昭和6）年、国際連盟らい委員会（バンコック）で、隔離は伝染のおそれがあると認められた患者のみに適用するとされた。また、アメリカで、1943（昭和18）年、プロミンが開発され、ハンセン病の治療に有効であることが判明した。
- しかし、光田健輔（長島愛生園）、林芳信（多摩全生園・らい学会会長）など3園長が、1951（昭和26）年に、参議院で、絶対隔離、断種、逃亡罪の罰則強化を主張した。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の制定

- 2001（平成13）年の熊本地裁判決を受けて、国は、2008（平成20）年6月18日、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を制定した。
- 同法律において、ハンセン病問題の解決の促進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにする（第1条）とともに、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第3条3項）と規定した。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の成立

- 2019（令和元）年に制定された補償法は、6月の熊本地裁判決が認めなかった2002（平成14）年以降の被害や、米国統治下の沖縄、戦前の台湾、朝鮮半島に住んでいた人も対象となった。厚生労働省によると、対象者は2万4千人、費用は約400億円と推計される。
- しかし、このコロナ禍の影響もあるのか、また差別にさらされたくないとの思いなのか、2020（令和2）年6月時点で申請者は5368人で国が想定する給付対象者約2万4000人の2割強にとどまっている。

根強い差別

- 家族訴訟の裁判で、原告の大半が匿名だったことも根強い差別の事実を裏付けている。1996年まで90年間続いた隔離政策の影響の大きさを改めて実感させられる。
- 熊本地裁判決では「人生被害」という言葉で、家族の方が受けた就学や就労の拒否、村八分、結婚差別を称していた。
- こうした元患者と家族の心を癒すとともに、差別を解消するための啓発の手段の在り方を模索する必要がある。厚労省は、2020年度内にハンセン病問題の差別解消に向けた施策検討会の設置を決断。

ハンセン病差別の解消に向けた施策検討会

- 施策検討会には、ハンセン病問題に携わる法律家、医師、歴史学者らが参加する専門家会議と、元患者や支援者らが参加する当事者市民部会が設置される予定である。
- 専門家と当事者が参加し、差別解消に有効な施策づくりを目指すとともに、コロナ禍の差別偏見も議題となると報道されている。

何が課題として残されたか？

- 家族訴訟の弁護団団長である徳田靖之弁護士は、「差別や排除の直接的な加害責任は、『社会』の側にあり、地域社会の構成員である私たち一人ひとりが加害者であった」と指摘している。
- 本判決は、偏見差別が生じる社会構造のなかでは、誰しも意図せずに偏見差別する側になり得ることを示唆している。私たちは、そうしたことを繰り返してはいけない。
- ハンセン元患者及びその家族に対する偏見差別を除去するための新たな人権教育・人権啓発の手法の開発が急務である。

現在のコロナ差別の発生の中で

- 人は誰でも病気にかかる。ある特定の病気にかかったからといって、人は差別されてはならない。一人ひとりが尊厳のある人間として、生きていく価値をもっている。ハンセン病であることで差別されてきた人たちやその家族の苦難や痛みを想像し、日本がこうしたことを二度と繰り返さないように何をなすべきかを考える必要がある。
- 現在生じているコロナ差別には、ハンセン病の場合と共通の特徴を見ることができる。それは、家族が差別の対象になっていることである。感染症の場合、感染をおそれるあまり、その家族も差別の対象となる。われわれはそうした過ちを繰り返してはならない。

森　和男　（もり・かずお）

全国ハンセン病療養所入所者協議会会長
国立療養所大島青松園入所者自治会会長

【略歴】
昭和 15 年　6 月 16 日　徳島県鳴門市生まれ。
昭和 24 年 11 月　　国立療養所大島青松園に姉と二人で入所

ハンセン病差別の歴史

１　発病と入所

　1949(昭和 24)年 11 月　国立療養所大島青松園に姉と二人で保健所からの入所勧奨を受け、９才で入所。入所と同時に新薬プロミンの治療を始める。

２　予防法と患者

　らい予防法によって、ひとたびハンセン病患者と診断されたものは一人も漏らさず収容され(強制隔離)、収容期限も定めず収容し、そこに閉じ込めて出すことを予定しなかった(終生隔離)。そして患者とされたものがその中で一人残らず死に絶えるのを待つ病み棄てであった(絶滅政策)。

　戦前から戦後に継続して行われた「無らい県運動」によって患者の収容を推し進め、強制作業、懲罰、断種、堕胎まで行い入所者に想像を絶する苦難を強いた。無らい県運動が偏見・差別を煽り、より一層患者を悲惨な境遇に追い込んだ。ハンセン病の偏見・差別が作出・助長された由縁といえる。

　療養所は異常で異様の施設であり、人間としての尊厳、人間として生きること(生存権)さえ奪われ過酷な生活を強いられ、平穏な日常生活が失われた場所であった。

３　予防法存続・廃止

　特効薬プロミンの登場によって治癒しうる病気になったにもかかわらず、国が強制隔離政策を維持し、隔離を正当化する予防法を改正し放置したことであり、怠慢と言われても仕方がない。そのために国民の間に「ハンセン病の恐怖」を定着させ、患者とその家族に対する偏見・差別を助長した。

４　ハンセン病国賠訴訟とハンセン病家族訴訟勝訴

　2001 年国賠訴訟において原告患者が勝訴し長い間人権侵害の状態が続き、無念の思いであったが晴ればれとした気持ちになった。また 2019 年ハンセン病家族訴訟においても勝訴し、安倍総理大臣談話で判決が確定した。私たち回復者と家族が抱える問題の全面解決に向けて大きな力となることと思う。今、ハンセン病回復者やその家族が長きに渡って置かれて来た境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及・啓発活動に取り組むことが求められる。

５　ハンセン病に対する偏見・差別の一掃が私たちの悲願

　ハンセン病に対する偏見・差別の状況は熊本地裁判決後起こった黒川温泉入浴拒否事件にみられるように根深く容易に変わらない。新型コロナウイルス感染の脅威が迫る中,感染し症状が出た人に対し、不安や恐怖のため差別的言動がなされ、医療従事者やその家族に対してまで誹謗・中傷が相次いで起こっている。このような不当な差別はハンセン病回復者家族への偏見・差別と相似するところがあり、怖い恐ろしい病気として排除、村八分を行った社会の意識が根深く残っているような感がする。感染者やコロナと闘っているものをただ攻撃するのではなく人として気遣いの気持ちを持って欲しい。

パネルディスカッション／パネリスト

竪山　勲　（たてやま・いさお）

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会事務局長

【略歴】

昭和 23 年 11 月 28 日	伊佐市大口で、竪山家の第５子として生まれる。
昭和 37 年９月５日	国立らい療養所星塚敬愛園に強制入所。
昭和 39 年４月	国立療養所長島愛生園に転園
昭和 42 年	出身園である敬愛園に転入所し、その後、敬愛園自治会活動を続ける。
平成８年４月１日	1996 年の「らい予防法」廃止に関する諸問題に対し、個人として活動を始める。
平成８年５月	MBCTV「どーんと鹿児島」星塚人間回復の声～らい予防法廃止が問いかけるもの等に出演。 その後、TV(筑紫哲也)ニュース 23 を始め、TV・新聞・ラジオ・雑誌等に出演。
平成 10 年７月 31 日	熊本地裁に「らい予防法」違憲国賠訴訟を提起。 原告 13 名(第一次)原告団を結成し西日本原告団事務局長を努める。
平成 13 年４月 14 日	全国原告団協議会設立。副会長。
平成 13 年５月 11 日	判決。原告が完全勝訴し、同年５月 23 日、政府控訴断念、熊本地裁判決が確定。
平成 16 年５月 26 日	国立療養所星塚敬愛園退所。社会復帰。

【社会活動】

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長
ハンセン病問題対策協議会・全国統一交渉団
ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会委員
全国退所者連絡会(全退連)相談役
ハンセン病家族訴訟原告団 顧問
らい予防法違憲国家賠償請求訴訟西日本原告団事務局長。
鹿児島県ハンセン病療養所退所者の会代表
NPO 法人「共に歩む会」理事
前ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会副会長
元国立療養所星塚敬愛園自治会副会長等
その他、「再発防止検討会」の委員等、国設置の委員会の委員を複数務めている。
1998 年より講演活動を始め、講演回数 1000 回以上。
現在、ハンセン病問題の全面解決へ向けて国との交渉の任にあたる。

【絵本】

「時の響きて」・・絵本のモデル。福安かずこ原作、天台宗より出版。天台宗人権啓発公開講座をはじめ、各種研修会で利用。

【歌】

「時の響きて」・・歌のモデル。北九州在住の人権バンド、願児我楽夢（がんじがらめ）が作詞作曲。

黄 光 男　（ファン・グァンナム）

ハンセン病家族訴訟原告団副団長

【略歴】

昭和 30 年	大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。 １歳の時、母親と姉がハンセン病を発病、岡山の療養所に入所し、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。
昭和 39 年	家族５人が社会復帰し、尼崎で暮らす。
昭和 49 年	尼崎市職員に採用。現職：開発指導課職員。 ハンセン病の親のことを長く語らなかった。
平成 28 年２月	「ハンセン病家族の集団訴訟」の原告団副団長となる。 尼崎市在住。

自己紹介

尼崎市役所　1974年採用

開発指導課　勤務

- 黄 光 男（ファン　グァンナム）
- 黄　光男（こう　みつお）
- 黄原　光男（きはら　みつお）

- なぜ語るのか
- なぜ語れなかったのか

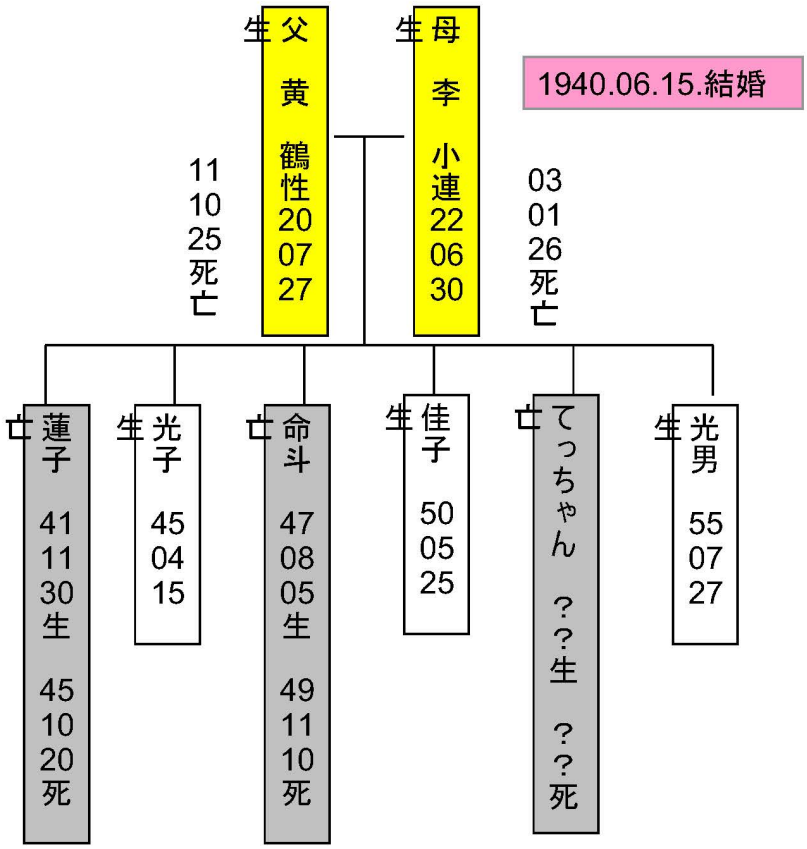

- 大阪府吹田市岸辺　1955年生まれ
- 家族6人
- 執拗な大阪府職員（安東さん、松本さん）
- 入浴拒否
- 1956年12月6日　母と姉愛生園へ入所
- 同日　岡山市内の育児院へ（のびのびと）
- １年後に父と姉も愛生園へ

様式第３号（第３条関係）

部分公開決定通知書

地保第２６１５号
平成２７年１２月１０日

黄　光男　様

大阪府知事　　印

平成２７年１１月２８日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	大阪府ハンセン病実態調査報告書の１３４ページに示された「30患者票」「31患者票」
一部を公開することと決定した行政文書の名称	患者票及び患者台帳
公開しないことと決定した部分	個人の氏名、性別、住所、本籍地、生年月日、年齢、婚姻歴、職業、教育程度、発病年月日、家族構成、住居状況、ハンセン病と関係の無い個人情報
公開しない理由	・大阪府情報公開条例第９条第1号に該当する。 本件行政文書患者票及び患者台帳の非公開部分には、個人の氏名、性別、住所等の情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に

大阪府職員の勧誘（無らい県運動）

患　者　台　帳

昭和30年9月15日調製　番号＿＿＿＿

氏名	[redacted]		[redacted]
本籍	[redacted]	住所	[redacted]
職業	[redacted]	勤務先	[redacted]
			家計の主職業 [redacted]
病状	病型 ①結節型 2.斑紋型 3.神経型	病勢 1.重症 ②中等症 3.軽症	
	らい菌検査	○した (1.陽性 ②陰性)	しない
届出	[redacted]	診定医師 所属	氏名
感染源	1.家族 2.同居人 3.隣人 4.職場 5.学校 6.外地 7.その他 ⑧不明		
接触期間	自 年 月至 年 月 (不明)	接触場所 1.現住地 2.府内 3.府外( ) ④不明	
入所の要否	①要 2.観察 3.不要	入所の意志 1.あり ②なし	

入所しない理由
1. 理由なく拒否
2. 療養所の内容を知らない
3. 家族の生活困難
4. 入所を不名誉とする
⑤ 家族に対する執着
6. 家族の反対
7. 老衰
8. 重症

大阪府職員の勧誘（無らい県運動）

家族の構成	番号	氏名	性別	生年月日	続柄	職業	備考
	1	[redacted]					
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7			年 月 日 (　才)			

生活環境		
住居	[redacted]	
患者の居室	1. 1室専用	② 雑居
生活程度	1. 上	2. 普通 ③ 下

患家略図

N

大阪府職員の勧誘（無らい県運動）

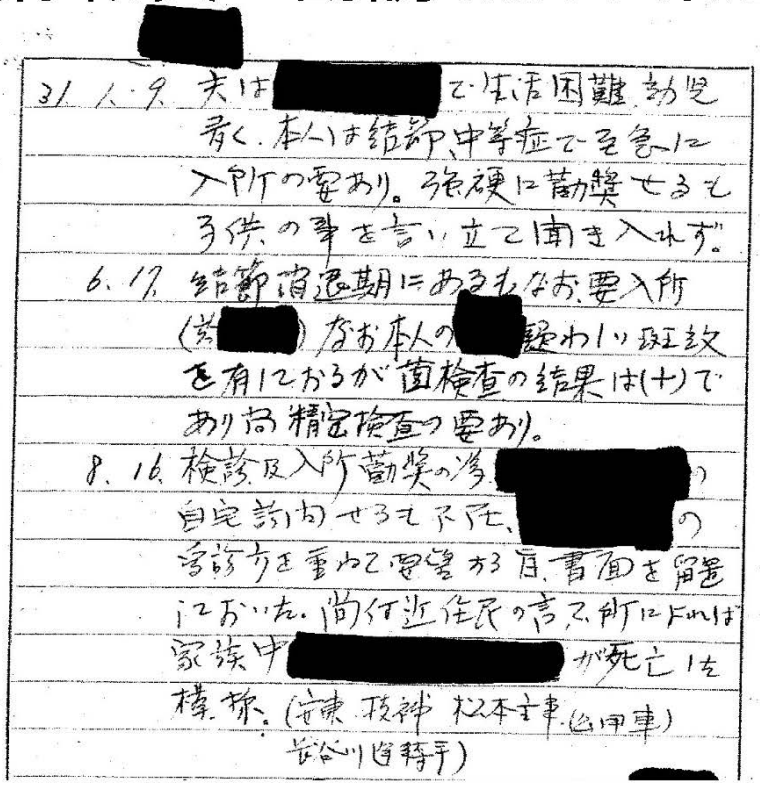
31 1.9 夫は[redacted]で生活困難 訪問
看く。本人は結節中等症で至急に
入所の要あり。強硬に勧奨せるも
子供の事を言い立て聞き入れず。
6.17 結節消退期にあるもなお要入所
([redacted]) なお本人の[redacted]疑わしい斑紋
を有しておるが菌検査の結果は(十)で
あり尚精密検査の要あり。
8.16 検診及入所勧奨の為[redacted]の
自宅訪問せるも不在、[redacted]の
受診方を重ねて要望する旨、書面を留置
しておいた。尚付近住民の言う所によれば
家族中[redacted]が死亡した
様子。(安東 技神 松本主事 (出甲事)
[illegible]川省特事)

大阪府職員の勧誘（無らい県運動）

- 大阪府の職員や近所の一般市民が一体になってハンセン病患者を社会から追いやった。
- 2001年の熊本地裁判決で国の過ちが認められ国は謝罪したが、一般市民、県や市の職員たちの中に、国と同様に謝罪し責任を感じた人が何人いただろうか。
- ハンセン病患者はかわいそうな人たちと同情をさそうような問題ではなく、自分にも加害責任があったかもしれないということが問われる。

大阪府職員の勧誘（無

- 大阪府の職員や近所の一般市
  てハンセン病患者を社会から追
- 2001年の熊本地裁判決で

真実を知らされていない（誤った情報を信じた）一般市民に責任を問えるのか？

力のもった者の言うことを鵜呑みにせず、「おかしいことはおかしい」と声をあげる勇気をもつ。

も加害責任が
われる。

社会福祉法人
児童養護施設

新天地育児院

目的

"児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられる"――この児童憲章の精神のもと、聖書に語られている「新しい天と新しい地」の実現を目指しています。

環境

岡山市の東、標高90メートル程の小高い山、瑜伽山頂に位置しています。市街地からも近く、よく整備された自然環境は、まさに育くみの場として恵まれています。

沿革

キリストと共に歩まれ、福祉の先駆者として有名な石井十次先生が、その愛を岡山の地に育まれました。その命をかけられたお姿に、人々は感動し、先生の生き方

昭和25年 1月(1950)：池田 愛、乳児院を開設
昭和26年 6月(1951)：養護施設を併設
昭和30年 8月(1955)：社会福祉法人設立許可を得る
昭和36年12月(1961)：管理棟兼保育棟を新築

社会福祉法人
児童養護施設

新天地育児院

- 1964年（昭和39年）4月4日　家族5人尼崎へ
- 6畳と4畳半の文化住宅
- 「何の病気？」
- 毎年夏に愛生園へ
- 語らなかった小学・中学・高校
- 中学生の頃　ギターを独学
- 1974年4月　尼崎市役所　入所
- 築けなかった親子関係（おねだりできない）

ハンセン病家族訴訟
（国家賠償請求事件）

- 2016年2月15日第1次提訴　59名
  3月29日第2次提訴　509名

合計：568名

第1回口頭弁論
2016年10月14日（金）　熊本地裁

第8回 原告証人尋問 1（3人）

2018年3月16日（金） 10:00～16:30熊本地裁

原告証人尋問
全29名
うち国指名4名

第9回原告証人尋問2（3人）

2018年4月27日（金） 10:00～17:00熊本地裁

第10回原告証人尋問3（3人）

2018年5月11日（金） 10:00～17:00熊本地裁

第11回原告証人尋問4（4人）

2018年6月15日（金） 10:00～17:00熊本地裁

第12回原告証人尋問5(6人)

2018年7月9日(月)　10:00～17:00宮古南静園

第13回原告証人尋問6(4人)

2018年8月6日(月)　10:00～17:00熊本地裁

第14回原告証人尋問7(4人)

2018年9月10日(月)　10:00～17:00熊本地裁

結審

2018年12月21日(金)　14:00～16:00熊本地裁

↓

判決

2019年6月28日(金)　14:00～　熊本地裁

判決

2019年6月28日

- 周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の社会構造（社会システム）が築き上げられた。
- 上記の社会構造に基づき、大多数の国民らがハンセン病患者家族に対し、ハンセン病患者家族であるという理由で、忌避感や排除意識を有し、患者家族に対する差別を行い、これにより深刻な差別被害を受けた。

判決

2019年6月28日

- 周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の社会構造（社会システム）が築き上げられた。
- 上記の社会構造に基づき、大多数の国民らがハンセン病患者家族に対し、ハンセン病患者家族であるという理由で、忌避感や排除意識を有し、患者家族に対する差別を行い、これにより深刻な差別被害を受けた。

世間に同調
空気を読む
本音とたてまえ

判決：国会議員や関係大臣の責任を認める

被告	期間	違法行為
厚生大臣及び厚生労働大臣	1960年から（沖縄は1972年から）2001年末	ハンセン病隔離政策の廃止義務違反 偏見差別の除去義務違反
法務大臣	1996年から2001年末	ハンセン病家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動を実施するための相当な措置を行う義務とその義務違反
文部大臣及び文部科学大臣	1996年から2001年末	偏見差別を除去するための教育等が実施されるようにする相当な措置を行う義務とその義務違反
国会議員	1965年から1996年まで	らい予防法を廃止しなかった立法不作為の違法

潮谷義子　（しおたに・よしこ）

社会福祉法人慈愛園理事長・前熊本県知事

【略歴】

地方公務員を皮切りに、社会福祉法人勤務、熊本県副知事、知事を経て私立大学学長、日本社会事業大学理事長を務め、現在社会福祉法人慈愛園理事長として就任。

この間、私の理念は「社会の構成員として位置づけられながらも人権侵害、人間としての尊厳を犯され、排除される人々の存在から目をそむけない」。このためにユニバーサルデザインを柱として歩むことにあった。

未熟な私を公益財団法人、一般財団法人、社会福祉法人や厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター、全国社会福祉協議会、国立大学法人、私立大学法人等の組織で役割を担う機会が与えられたことと共に、今も尚、障がいのある人々とのボランティア活動を展開できることに感謝している。

尚、主な論文出版としては、「ケアとユニバーサルデザイン　ユニバーサルデザインで地域共生社会を目指す」（ミネルヴァ出版・第５章）、「心の誕生（心を考える１幼児期）」（日本基督教団出版局）、「潮谷義子聞き書き　命を愛する　人は生きているだけで価値がある」（西日本新聞社）、「医療・福祉・人権を考える集い　潮谷総一郎生誕100周年の節目に」（アイキャッチ出版）

Ⅰ．誰ひとり取り残さない地域社会をめざす

１．ＳＤＧｓ（エスディージーズ、Sustainable Development Goals）

（訳）持続可能な開発目標・・・地球上のすべての人々が幸せに暮らすことをめざした世界共通の目標

２０１５年９月、国連加盟国の１５０ヶ国以上の加盟国が全会一致で採択したスローガン「誰１人取りのこさない」

２．取りのこされた人々・・・社会の構成員と位置づけられながら、こぼれ落ちた人々

ハンセン病 ｛ 患　者
元患者
家　族

※新型コロナ感染症津久井やまゆり園

Ⅱ．ハンセン病（年表参照）問題

１．予防法の長い歴史・・・１９０７年に始まり、１９９６年廃止

・入所規定はあっても退所規定はない
・隔離政策・・・偏見、差別、人権侵害
・出自を語れない・・・自己存在の否定、家族関係の断絶
・マイナスイメージの例・・・行政
教育現場
医療従事者
マスコミ
家族

２．国賠訴訟

・熊本地裁へ提訴・・・１９９８年7月
・原告勝訴　　・・・２００１年

Ⅲ．宿泊拒否

１．経過

（１）ハンセン病療養所患者・元患者の人々を対象

・里帰り事業（１９６５年に始まる
→２００２年ふるさと訪問事業に名称変更）

２００２年　天草下田温泉　１泊２日実施

２００３年　◦１１月１８・１９日　黒川温泉に予定
◦南小国のホテルに予約・・・９月中旬
◦１１月７日　ハンセン病元患者が宿泊予定者と状況説明
◦１１月１３日　ホテル側から宿泊受入れ取消し通知
（理由）他のお客に迷惑
◦南小国町長、黒川観光温泉組合長、県でホテル側に理解を求める
◦ホテル所有者に理解を求めるため県職員を東京に派遣

（２）知事定例記者会見・・・２００３年１１月１８日

・１１月１７日夜・・・人権問題としてホテルの宿泊拒否を記者会見で出すことの了承を当時の菊池恵楓園自治会長に求める

・県としての会見に自分の立場としては
口を入れることはしない
ただ、その後の社会の反応、余波が心配

・記者会見後
法務省、法務局に事態説明。
１１月１８日～２０日まで熊本法務局人権擁護課は刑事告発の準備をし検察庁と共に人権侵害を明らかにした

（３）反響の大きさ
・あらためて、根深い差別、偏見の根の深さを知る
数々の批判、非難と嘲笑があった
例えば・・・

（４）啓発の在り方を考える
・客観性
・２００８年１１月から２００９年１月まで県立大学を中心に
合志市住民調査
テーマ「菊池恵楓園と合志市の将来を考える市民意識調査」
（結果）客体数　３２８５　回収率　３７．８％
◦恵楓園があることを知らない
◦場所を知らない
◦場所は知っていても中の事は知らない
　　７７．５％
・どんな印象を持っているか
・治っても住まざるを得ない　６０．２％
・今も治療中の人々　４７．９％
・出入りは自由か否かわからない　３３．９％
※２０才代～４９才の社会の舵とりをする年齢層の関心が低い

一過性の啓発でなくあらゆる機会での啓発

※地域社会、医師、教育者、福祉、保健、医療従事者
※最も身近な人間関係の与える影響の大きさ
正しい知識と共に人間としての情愛の深さや絆づくりを親と子で共有して欲しい
（私）新渡戸稲造の生き方に学ぶこと大
「to know」・・・知ること　「to do」　何を為したか・行動したか
「to be」存在する者として・・・人格

コーディネーター

内田　博文　（うちだ・ひろふみ）

全国人権擁護委員連合会会長、九州大学名誉教授、
元ハンセン病問題検証会議の提言に基づく再発防止検討会座長代理

【略歴】

昭和２１年９月	大阪府で生まれる。
昭和４６年４月	愛媛大学法文学部助手（刑法）
昭和４８年４月	愛媛大学法文学部専任講師（刑法）
昭和５０年４月	神戸学院大学法学部専任講師（刑法）
昭和５２年４月	神戸学院大学助教授（刑法）
昭和６２年４月	神戸学院大学教授（刑法）
昭和６３年４月	九州大学法学部教授
平成２２年３月	九州大学法学部定年退職。（九州大学名誉教授）
平成２２年４月	神戸学院大学法科大学院教授
平成２７年４月	神戸学院大学法学部教授
平成２９年３月	神戸学院大学定年退職
平成２９年４月以降	神戸学院大学法学部非常勤講師
	現在、九州大学名誉教授、神戸学院大学法学部非常勤講師。

〇専門

刑事法学、近代刑法史研究。人権問題にも詳しく、患者の権利擁護を中心とする医療基本法や、差別禁止法の法制化の問題のほか、子どもの権利問題、ハンセン病問題などにも取り組んでいる。

〇全国人権擁護委員連合会会長。

〇社会講演活動（ハンセン病関係）

ハンセン病問題に関する検証会議副座長を務めた。ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会座長代理。ハンセン病市民学会共同代表。熊本県ハンセン病問題啓発推進員会委員長その他。

〇著書等

最近の主な著書として、『刑法と戦争』（みすず書房、２０１５年）、『治安維持法の教訓――権利運動の制限と憲法改正』（みすず書房、２０１６年）、『治安維持法と共謀罪』（岩波新書、２０１７年）、『法に触れた少年の未来のために』（みすず書房、２０１８年）、『部落差別解消推進法「よりよい活用のために」』（福岡県人権研究所、２０１８年）など。

［ YouTubeでの人権啓発関連映像の配信について ］

動画共有サイトYouTube（ユーチューブ） の 「人権チャンネル」と「法務省チャンネル」では、人権について理解していただくための映像を公開しています。

人権チャンネル 検索

https://www.youtube.com/jinkenchannel

【STOP！コロナ差別】

STOP！コロナ差別メッセージ
ピコ太郎さん（シンガーソングライター）

STOP！コロナ差別メッセージ
白本彩奈さん（女優）

法務省チャンネル 検索

https://www.youtube.com/MOJchannel

STOP！コロナ差別～差別や偏見を思いやりやエールに！～

［「STOP！コロナ差別」座談会の内容公開について ］

「コロナ差別」が生まれるメカニズムを多様な観点から考察するとともに、社会や人々がどう立ち向かうべきか、座談会を行いました。広く内容を公開しています。

アクセスはこちらでも
⇓

http://www.jinken-library.jp/corona2020/

［ 人権ライブラリーの御案内 ］

人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書を始め、映像資料（DVD、VHS）、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出しを行っています。
これらの啓発資料は、郵送等による貸出しを行っており、遠方の方も御利用いただけます。

人権ライブラリー 検索

http://www.jinken-library.jp

東京都港区芝大門2-10-12　KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1919　／　FAX 03-5777-1954
Eメール　library@jinken.or.jp

※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター・併設

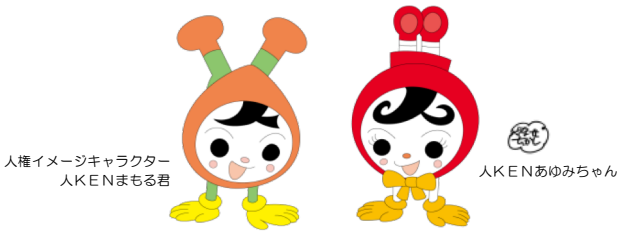

人権イメージキャラクター人KENまもる君と人KENあゆみちゃんは、漫画家やなせたかしさんのデザインにより誕生しました。２人とも、前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。人権が尊重される社会の実現に向けて、全国各地の人権啓発活動で活躍しています。

人権を侵害されていると感じたら・・・
法務局・地方法務局、その支局に気軽に御相談ください

みんなの人権１１０番	０５７０－０００３－１１０
女性の人権ホットライン	０５７０－０７０－８１０
子どもの人権１１０番	０１２０－００７－１１０
外国語人権相談ダイヤル	０５７０－０９０－９１１

令和２年度法務省委託
ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

公益財団法人人権教育啓発推進センター
「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」事務局

〒105-0012　東京都港区芝大門2-10-12　KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802（代表）／　FAX 03-5777-1803
ウェブサイト　http://www.jinken.or.jp　@Jinken_Center

YouTube 「人権チャンネル」　https://www.youtube.com/jinkenchannel
YouTube 「法務省チャンネル」　https://www.youtube.com/MOJchannel

人権ライブラリー　http://www.jinken-library.jp
※ 人権教育啓発推進センター併設

法務省人権擁護局　http://www.moj.go.jp/JINKEN/

法務省人権擁護局で検索！

ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」　来場者アンケート集計結果

1-1　御自身について、当てはまるものを選んでください。（年齢）

1.	10 歳代	6 件
2.	20 歳代	8 件
3.	30 歳代	13 件
4.	40 歳代	68 件
5.	50 歳代	101 件
6.	60 歳代	83 件
7.	70 歳代以上	54 件
9.	無回答	0 件
	計	333 件

1-1　御自身について、当てはまるものを選んでください。（年齢）

333 件の回答

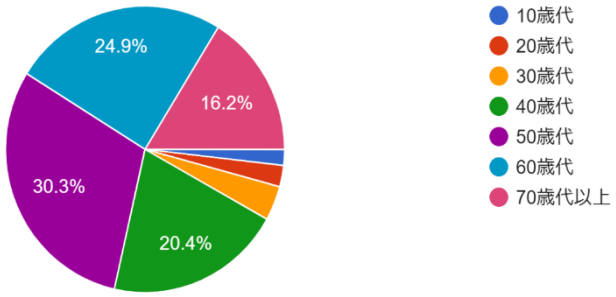

1-2　御自身について、当てはまるものを選んでください。（居住地）

1.	北海道	18 件
2.	青森県	0 件
3.	岩手県	0 件
4.	宮城県	6 件
5.	秋田県	1 件
6.	山形県	1 件
7.	福島県	6 件
8.	茨城県	3 件
9.	栃木県	7 件
10.	群馬県	1 件
11.	埼玉県	24 件
12.	千葉県	9 件
13.	東京都	44 件
14.	神奈川県	17 件
15.	新潟県	3 件
16.	富山県	0 件
17.	石川県	0 件
18.	福井県	0 件
19.	山梨県	2 件
20.	長野県	2 件
21.	岐阜県	1 件
22.	静岡県	5 件
23.	愛知県	5 件
24.	三重県	7 件
25.	滋賀県	1 件
26.	京都府	5 件
27.	大阪府	17 件
28.	兵庫県	27 件
29.	奈良県	1 件
30.	和歌山県	0 件
31.	鳥取県	15 件
32.	島根県	4 件
33.	岡山県	4 件

34.	広島県	6 件
35.	山口県	7 件
36.	徳島県	0 件
37.	香川県	5 件
38.	愛媛県	1 件
39.	高知県	0 件
40.	福岡県	28 件
41.	佐賀県	2 件
42.	長崎県	2 件
43.	熊本県	29 件
44.	大分県	6 件
45.	宮崎県	3 件
46.	鹿児島県	7 件
47.	沖縄県	0 件
48.	その他	1 件
	無回答	0 件
	計	333 件

1-3　御自身について、当てはまるものを選んでください。（職業）

1.	①中学生	0 件
2.	②高校生	4 件
3.	③専門学校・大学生	4 件
4.	④会社員	35 件
5.	⑤自営業	6 件
6.	⑥国家公務員（法務局職員を除く。）	8 件
7.	⑦法務局職員	17 件
8.	⑧地方公務員	110 件
9.	⑨人権擁護委員	66 件
10.	⑩アルバイト・パート	11 件
11.	⑪派遣・契約社員	5 件
12.	⑫主婦・主夫	17 件
13.	⑬無職	22 件
14.	⑭その他	28 件
	無回答	0 件
	計	333 件

1-3　御自身について、当てはまるものを選んでください。
333 件の回答

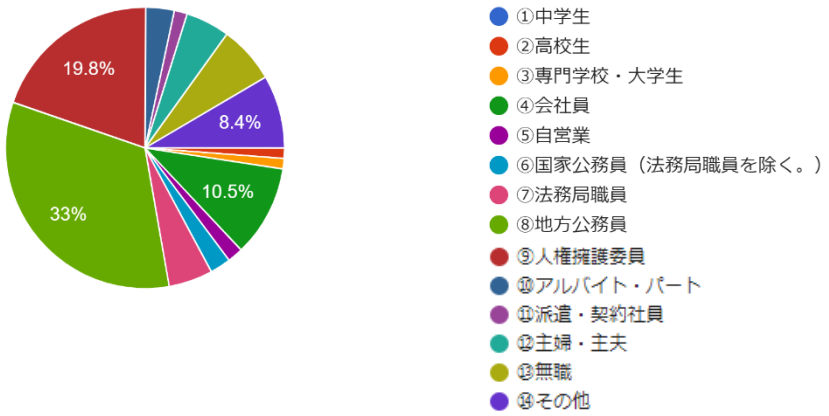

2　「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」をどのようにして知りましたか。（複数回答可）

1.	①（ ）で見たチラシ	37 件
2.	②新聞	1 件
3.	③テレビ	0 件
4.	④ラジオ	0 件
5.	⑤知人	48 件
6.	⑥学校	8 件
7.	⑦勤務先	94 件
8.	⑧法務省ウェブサイト	46 件
9.	⑨人権教育啓発推進センターウェブサイト	62 件
10.	⑩インターネットバナー広告・テキスト広告	10 件
11.	⑪都道府県市町村広報誌	5 件
12.	⑫SNS	33 件
13.	⑬メールマガジン（人権教育啓発推進センター発行）	18 件
14.	⑭メールマガジン（文部科学省発行）	2 件
15.	⑮その他	34 件
	無回答	0 件
	計	398 件

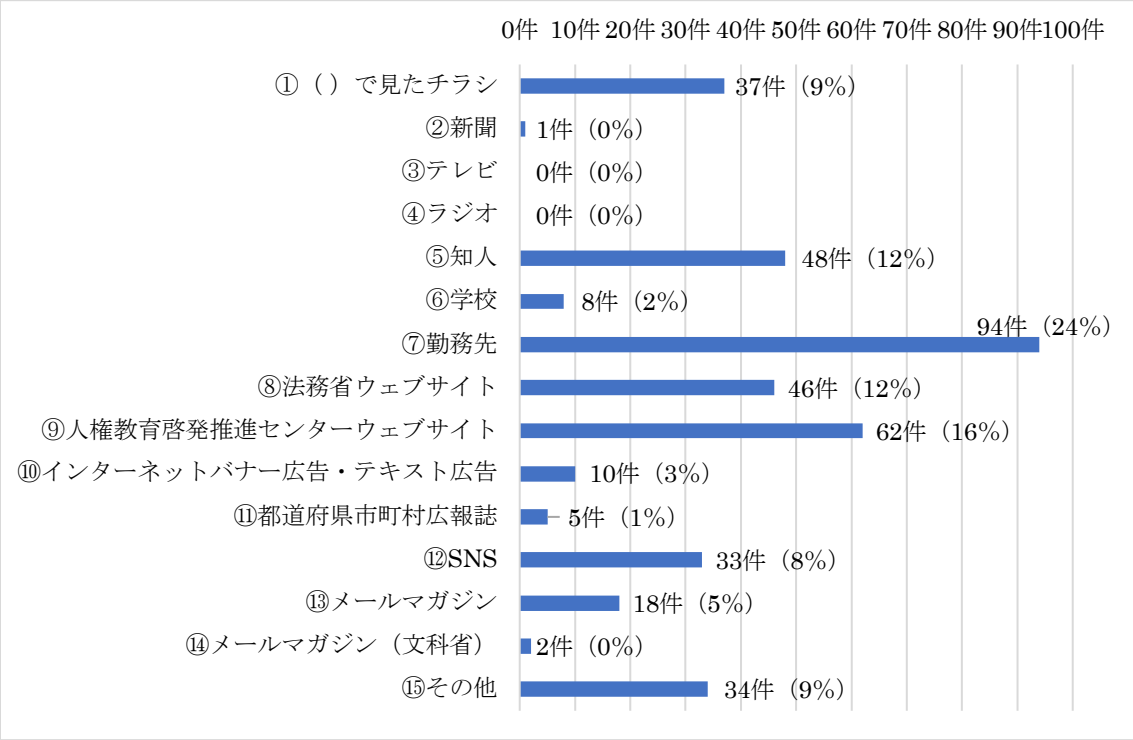

3　このシンポジウムに参加しようと思ったきっかけを教えて下さい。（複数回答可）

1.	①基調報告・パネルディスカッション登壇者の話を聴きたかったから	130 件
2.	②オンライン開催のシンポジウムに参加してみたかったから	70 件
3.	③人権問題に関心があるから	232 件
4.	④ハンセン病家族国家賠償請求訴訟などの報道を見て、関心があったから	131 件
5.	⑤当事者のお話を直接聞けるから	174 件
6.	⑥知人に誘われたから	16 件
7.	⑦その他	10 件
	無回答	0 件
	計	763 件

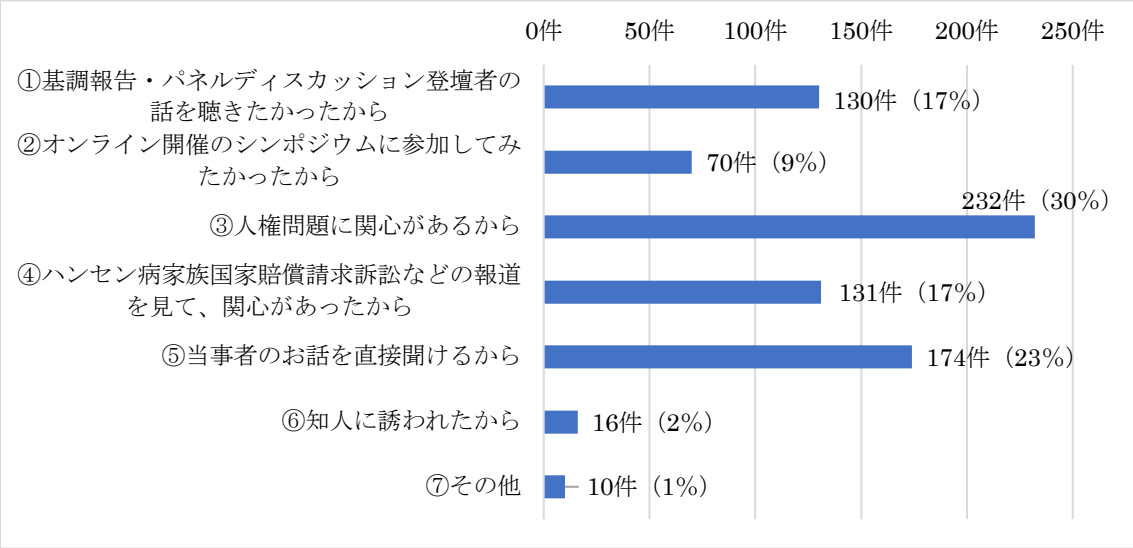

4-1　今回のシンポジウムは全体として満足のいくものでしたか？

1.	①大変満足だった	180 件
2.	②まあ満足だった	137 件
3.	③やや不満足だった	12 件
4.	④大変不満足だった	4 件
	無回答	0 件
	計	333 件

4-1　今回のシンポジウムは全体として満足のいくものでしたか？

333 件の回答

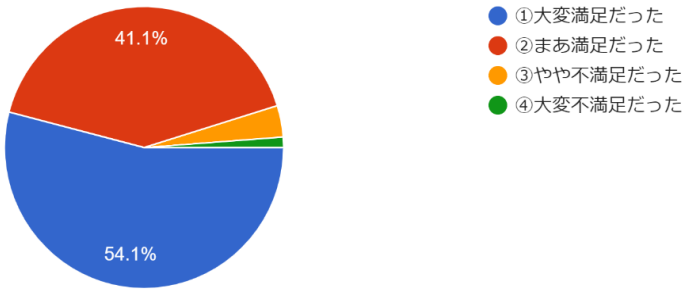

4-2　4-1 で「①大変満足だった」又は「②まあ満足だった」とお答えいただいた方に伺います。その理由をお聞かせください。（複数回答可）

1.	①イベント内容が全体に良かったから	98 件
2.	②ハンセン病に関する人権問題について考えることができたから	243 件
3.	③ハンセン病についての理解が深まったから	215 件
4.	④その他	21 件
	無回答	0 件
	計	577 件

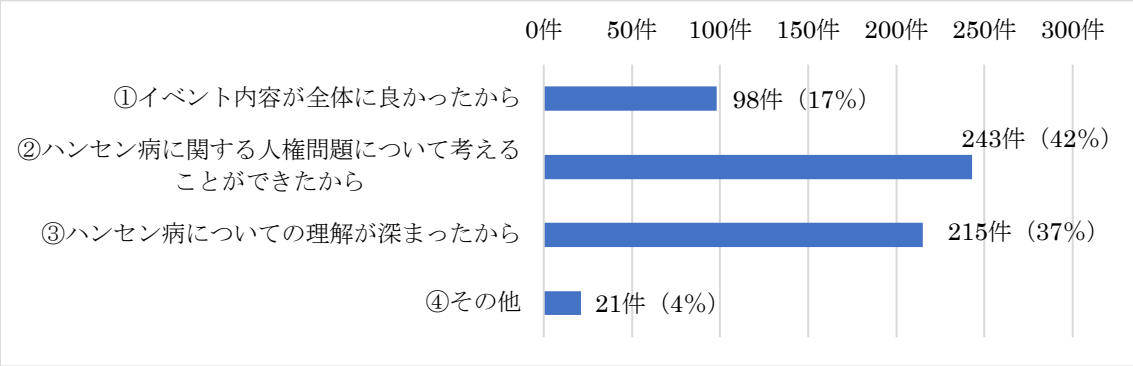

4-3　4-1 で「③やや不満足だった」又は「④大変不満足だった」とお答えいただいた方に伺います。その理由をお聞かせください。（複数回答可）

1.	①イベント内容が全体に良くなかったから	2 件
2.	②ハンセン病に関する人権問題について考えることができなかったから	1 件
3.	③ハンセン病についての理解が深まらなかったから	1 件
4.	④その他	12 件
	無回答	0 件
	計	16 件

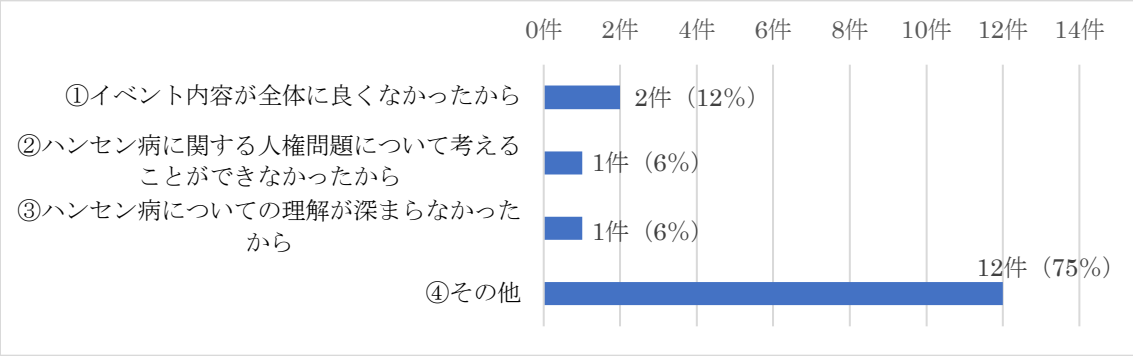

5　基調報告、パネルディスカッションの内容について伺います。

1.	①よく理解できた	177 件
2.	②理解できた	138 件
3.	③やや難しかった	17 件
4.	④難しかった	1 件
	無回答	0 件
	計	333 件

5　基調講演、パネルディスカッションの内容について伺います。

333 件の回答

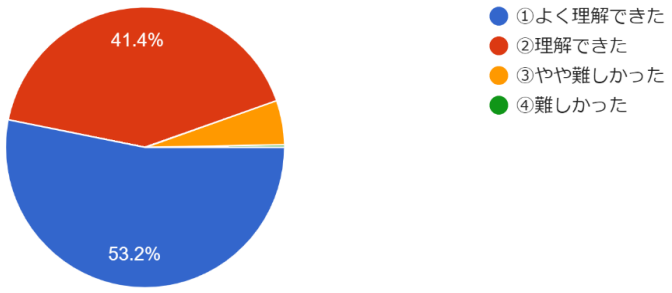

6-1　今回のシンポジウム以前に、ハンセン病に関する人権問題についてどのくらい関心や理解がありましたか？

1.	①大いにあった	203 件
2.	②少しはあった	115 件
3.	③あまりなかった	14 件
4.	④全くなかった	1 件
	無回答	0 件
	計	333 件

6-1　今回のシンポジウム以前に、ハンセン病に...題についてどのくらい関心や理解がありましたか？
333 件の回答

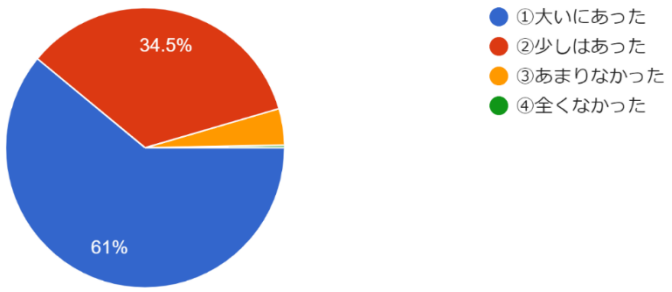

6-2　シンポジウムを終えて、ハンセン病に関する人権問題についての関心や理解は深まりましたか。

1.	①大変深まった	216 件
2.	②まあ深まった	111 件
3.	③あまり深まらなかった	5 件
4.	④全く深まらなかった	1 件
	無回答	0 件
	計	333 件

6-2　シンポジウムを終えて、ハンセン病に関する人権問題についての関心や理解は深まりましたか。
333 件の回答

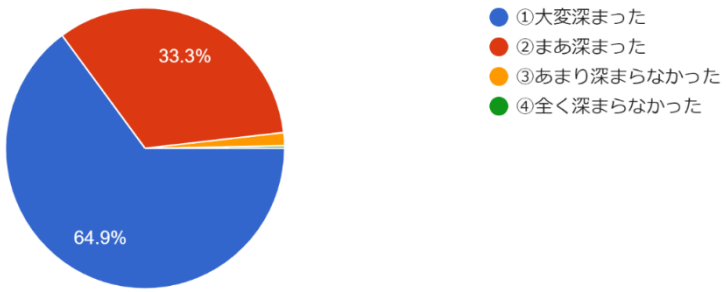

6-3　シンポジウムに参加して、なにか行動しようと思いましたか。

1.	①ハンセン病に関して偏見を持ったり、差別をしたりしないようにする	52 件
2.	②ハンセン病や人権問題についてもっと知識を深めたり勉強したりする機会をもつ	168 件
3.	③シンポジウムの内容を家族や友だちに説明し話し合う	41 件
4.	④他の人権イベントにも機会があれば参加したい	58 件
5.	⑤その他	14 件
	無回答	0 件
	計	333 件

6-3　シンポジウムに参加して、何か行動しようと思いましたか。
333 件の回答

7　当面の開催方法は、どの方法が良いと思いますか。

1.	①オンライン開催	163 件
2.	②実際に会場に集っての開催	19 件
3.	③ ①、②併用型	150 件
4.	④その他	1 件
	無回答	0 件
	計	333 件

7　当面の開催方法は、どの方法が良いと思いますか。

333 件の回答

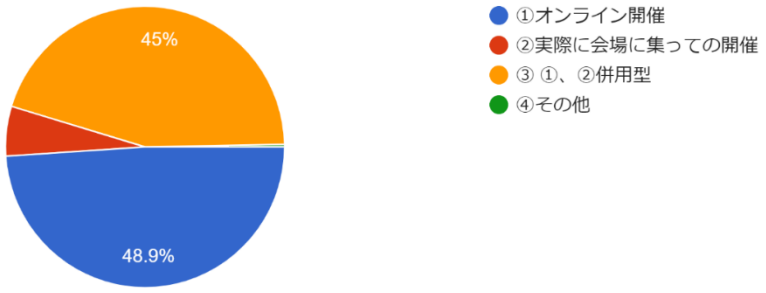

8　シンポジウムのオンライン開催について、どう思いますか。

1.	①移動することもなく参加しやすいのでこれからも採用すべき	243 件
2.	②状況に適した開催方法でありやむを得ない	82 件
3.	③参加する方法がよくわからず大変だった	2 件
4.	④画面視聴だとあまり訴えてくるものがない	1 件
5.	⑤その他	5 件
	無回答	0 件
	計	333 件

8　シンポジウムのオンライン開催について、どう思いますか。

333 件の回答

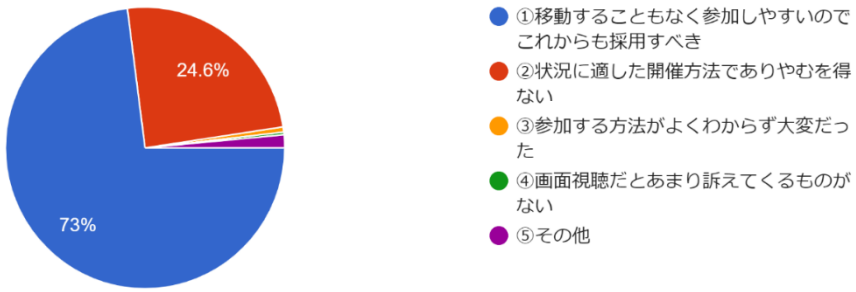

9　シンポジウムの開催時間について、どう思いますか。

1.	①オンライン開催に適した長さだった	169 件
2.	②オンライン開催にしてはやや長いと感じた	148 件
3.	③オンライン開催にしてはやや短いと感じた	7 件
4.	④その他	9 件
	無回答	0 件
	計	333 件

9　シンポジウムの開催時間について、どう思いますか。

333 件の回答

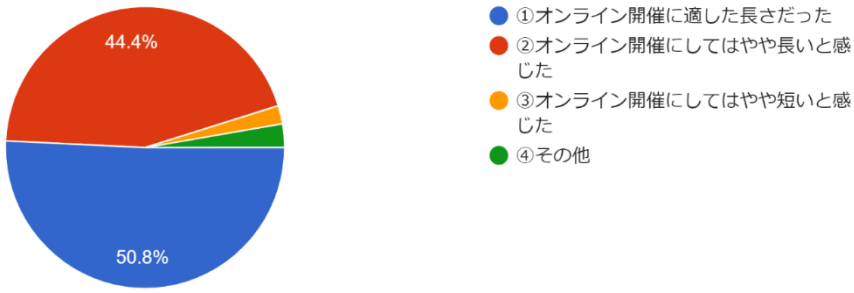

10　本シンポジウムなど、国の人権擁護機関（法務省・法務局・人権擁護委員）が、広く人権啓発活動を行っていることを知っていましたか。

1.	①知っていた	267 件
2.	②知らなかった	66 件
	無回答	0 件
	計	333 件

10　本シンポジウムなど、国の人権擁護機関（法...権啓発活動を行っていることを知っていましたか。
333 件の回答

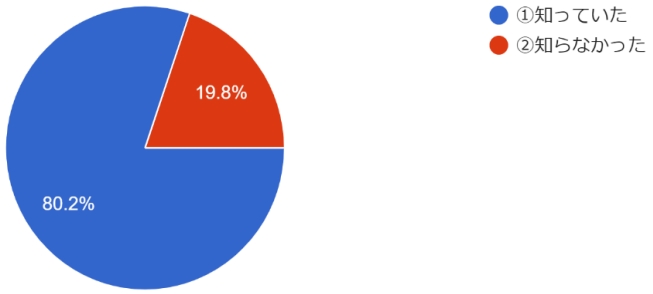

11　「10」で「①知っていた」とお答えいただいた方に伺います。どのようにして人権擁護機関が行っている人権啓発事業を知りましたか。

1.	①ポスター	22 件
2.	②チラシ	33 件
3.	③パンフレット	26 件
4.	④新聞	4 件
5.	⑤テレビ	2 件
6.	⑥ラジオ	0 件
7.	⑦ウェブサイト	61 件
8.	⑧インターネットバナー広告・テキスト広告	7 件
9.	⑨街頭啓発活動	5 件
10.	⑩学校	13 件
11.	⑪法務省・法務局に来庁した際	37 件
12.	⑫他の公共機関を利用した際	5 件
13.	⑬地方公共団体が発行している広報誌	18 件
14.	⑭その他	34 件
	無回答	0 件
	計	267 件

11　「10」で「①知っていた」とお答えいただい...護機関が行っている人権啓発事業を知りましたか。
269 件の回答

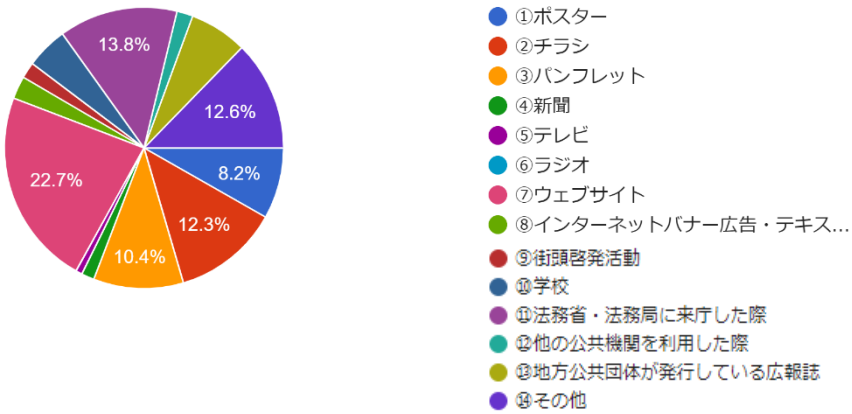

12　本日のシンポジウムについての御意見などを、御自由にお書きください。

オンラインを利用することは、もっともっと必要と感じました。ただ、コロナ禍が収まれば、会場で実際に対面して臨場感を得られる環境も欲しいです。時間や移動距離がいつも許されるなら、会場開催のほうが良いのですが、聞きたくてもそれが出来ない人が、どれほど多いことかと思います。
「差別を生み出す社会構造」とは何か？これを明らかにし、打破していくことが我々に突き付けられている課題であると思った。
正しい知識は必要であり、知らなければならないと思います。啓発活動、大事ですね。
ハンセン病について、本や文献などをとおして知識を得ましたが、さらに詳しく知りたいと思い今回のシンポジウムに参加しました。文献を読んだだけではわからなかった思いが伝わってきました。教育の重要性も実感しました。これからも様々な形でかかわっていきたいと思います。
実体験をおうかがいできたことでハンセン病問題について理解を深めることができた。
当事者の方々のお話を聞きすることができ、人権について考え直すとても有意義な時間になりました。ありがとうございました。
熱い思いが画面を通しても感じました。視聴してよかったです。潮谷さんのお話もとても新鮮に聞かせていただきました。他の当事者の方々のお話は聞いたことがあったのですが、このような感覚をもった方が知事だったとは。最近、政治家の方々に辟易していましたが、そうでない方もいらっしゃるのだと。
ハンセン病回復者とその家族の方が置かれていた状況や、受けられた差別について知ることができました。力のある人の言葉を鵜呑みにせず、違うと思ったことは違うと言える勇気を持とうと思いました。またそのためにももっとこのような機会でたくさん勉強したいと思いました。
ハンセン病への差別について、理解が深まった。今後の啓発活動に協力していきたい。
学生にも是非とも視聴させたいたいので、今日のシンポジウムの様子を視聴できるなら、方法を教えてほしい。
レジュメも用意いただき、振り返り用にも活用できそうです。有難うございました。
まずは正しい事を知る事が大切だと思って拝聴致しました。まずは、身近な家族との話題にしたいと思います。
潮谷前知事の話は初めてであったので、興味深かった
差別偏見は多様です。ハンセン病を切り口に、他の差別偏見についてもシンポジウムがあればよいと思いました。
シンポジウム参加者の自由討論の時間が無かったのは残念である。
ハンセン病問題への理解を深めることができた。 特に黄さんの話に共感するところが多く、講演をもっと聴いてみたいと思った。
潮谷さんも話されたように一般市民に対する人権啓発の手法について更に検討が必要ではないかと感じました。
とても有意義な時間でした。ぜひ生徒に還元したいです。

ハンセン病に関する差別や偏見の社会的な仕組みが、現下の新型コロナウイルス禍で生じている差別や偏見につながっていることが改めて認識できました。
シンポでは教育の重要性も語られました。小中学校等での課程での組み込み方が足りないように思います。

■採録記事【令和３年３月１８日（木）／読売新聞・朝刊／全１５段】

広 告

令和2年度法務省委託事業

ハンセン病問題に関する 親と子のシンポジウム

今なお社会に残る、ハンセン病患者、元患者やその家族への偏見・差別。2月下旬、こうした問題の解消に向けたシンポジウムがオンライン配信されました。専門家や当事者の方々が出演し、基調講演とパネルディスカッションを通して、ハンセン病問題に関する課題や、正しい知識と歴史を次世代へ伝えていくことの大切さを訴えました。

基調講演

過ちを繰り返さないよう啓発を

公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事長
坂元 茂樹さん

ハンセン病への偏見・差別の大きな特徴は、法律が作り出したものであるという点です。明治～昭和期に制定された法律は、ハンセン病患者を社会から強制隔離するものでした。これが「ハンセン病は感染力の強い病気だ」という誤解を生み、患者や家族への恐怖感や差別意識の元となったのです。

その後、元患者による「ハンセン病国家賠償請求訴訟」、元患者の家族による「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」において、熊本地方裁判所がいずれも国の責任を認める判決を下しました。二つの判決は、国の隔離政策によって元患者や家族が社会的差別を受けてきたと認定し、以降、国は当事者に対して補償を行うとともに、名誉回復などに向けて取り組んできました。

しかし、元患者や家族を真に救済するためには、社会に根深く残る偏見・差別の解消が必要です。そのためには、社会全体の意識改革を目指した粘り強い啓発活動が欠かせません。前述の家族訴訟の判決は、家族が受けた被害を「人生被害」と表現し、弁護団団長は、地域社会の一人一人が加害者であったと指摘しました。こうした言葉は、偏見・差別による被害の大きさや、社会の誰もが意図せず加害者になり得ることを示唆しています。

ハンセン病問題の過ちを繰り返さないよう、そして元患者や家族への偏見・差別を排除できるよう、新たな人権教育や人権啓発手法の開発を急ぐとともに、何をなすべきか、私たち一人一人が考えていく必要があります。

基調報告・パネルディスカッション

この知見を次の世代へ

【コーディネーター】全国人権擁護委員連合会 会長
内田 博文さん

パネルディスカッションでは、4名のパネリストの方々に報告いただきました。加えて、森さんには入所者の方々が少数化・高齢化する中での療養生活の課題を、「ハンセン病国家賠償請求訴訟」において当事者の先頭に立たれた竪山さんには、判決以降変わったこと、変わっていないことについてお話を伺いました。

また、黄さんにはハンセン病に関わる人権教育啓発の見直しにおいて、特に注意していくべき点についてお聞きしました。潮谷さんには、平成15年の宿泊拒否事件の際に、県知事として他機関と連携して問題解決に尽力されたご経験から、自治体が偏見・差別の撲滅に取り組む場合の注意点について教えいただきました。

貴重なお話をしてくださったパネリストの方々に、心より御礼を申し上げます。

偏見・差別の一掃が私たちの願い

【パネリスト】全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長
森 和男さん

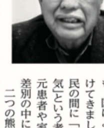

私は9歳の頃にハンセン病療養所に入所しました。高校卒業後、一度社会復帰し大学へ進学。その後就職しましたが、ストレスからの病気の再燃によって再入所し、現在は自治会活動に打ち込んでいます。歴史を振り返ると、ハンセン病患者は病気が治癒し得るようになってからも、国によって強制隔離され続けてきました。そのために、国民の間に「ハンセン病は怖い病気」という考えが定着し、患者、元患者や家族は厳しい偏見・差別の中に置かれてきました。

二つの熊本地方裁判所の判決は、私たち元患者や家族が抱える問題の解決に向けて大きな力になると捉えていますが、今後も人権啓発や人権教育の普及・啓発活動に一層取り組んでいかなければと思っています。

しかし、偏見・差別は根深く、容易には変わりません。現在、療養所入所者の全国平均年齢は86歳。残された時間は少なく、偏見・差別の一掃は私たちの最後の悲願といえます。

現在のコロナ禍でも偏見・差別の問題が起こっていますが、これは日本の社会構造や日本人の意識と関係があるのかもしれません。全国の親御さんやお子さんがこの問題について改めて考えてくれることを、そして皆が共生できる社会になることを願っています。

「強制の場」を「共生の場」へ

【パネリスト】ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会 事務局長
竪山 勲さん

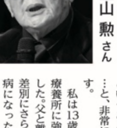

現在のコロナ禍では、感染者や家族の方々が差別を受けていると聞きます。私たちがハンセン病問題から学んだ教訓は「いかなる病気であろうとも、偏見や差別をしてはならない」ということだったはずなのに…と、非常に悲しく思っています。

私は13歳の時にハンセン病療養所に強制入所させられました。父と離れ、姉や兄も偏見・差別にさらされ、私がハンセン病になったばかりに家族はバラバラになりました。多くの悲劇の元になった法律「らい予防法」はすでに廃止されましたが、これは患者の人権を蹂躙したうえ、家族の人生までも大きく狂わせたのです。

今、私たちは「強制（隔離）の場」を「共生の場」に変えていこうという思いで活動をしています。しかし、今なお、療養所からの社会復帰ができない人、故郷に帰れないまま療養所の中で亡くなる人がいます。この問題は、元患者や家族ではなく、社会が変わらなくては解消できません。そのために、私たちは一生懸命、啓発活動を行っています。皆様一人一人の意識が変わってくださることが、私たちが社会で一緒に暮らせる「共生の場」を作り出すことにつながるのだと、知っていただければと思います。

患者家族の被害とは何だったか

【パネリスト】ハンセン病家族訴訟原告団 副団長
黄光男さん

私の両親は、私が幼い頃ハンセン病にかかって療養所に入りました。でも、その事実を語れるようになったのは50歳を過ぎてからのこと。母が病名を教えてくれた時のヒソヒソした様子から、この病名を人に言ってはダメなのだと強く思い込んでいたのです。

平成28年に始まった家族訴訟では、原告の方々が裁判長の前で自分の経験を語ったのですが、皆に共通していたのは、家族が療養所に行ったと知られた途端、友達や近所の人たちが手のひらを返すようにいじめる側に回ったという点です。家族の被害とは、一般市民から受けた差別被害だったのです。

このような差別を一つずつなくしていくためには、力を持った者の言うことを鵜呑みにせずに、おかしいことに対して「おかしい」と声を上げる勇気を持つことが必要です。

しかし、身内にハンセン病元患者がいることを語れないまま暮らしている方は、今もまだたくさんいます。そうした悩みを解きほぐすには仲間づくりが大切。同じ立場の方は、ぜひ私たちが作っている「家族の会」に参加し、語り合っていただけたらと思います。

誰一人取り残さない社会を目指す

【パネリスト】社会福祉法人慈愛園 理事長・前熊本県知事
潮谷 義子さん

熊本地方裁判所における「ハンセン病国家賠償請求訴訟」で判決が出された平成15年当時、私は熊本県知事を務めていました。判決後、県では療養所の入所者や元患者の方々を対象に、故郷への訪問旅行を実施していたのですが、2回目の時にホテル側から「他のお客様に迷惑」との理由で宿泊拒否の通知がありました。この件を人権問題として取り上げたところ、一般の方々から数々の批判や非難があり、改めて偏見・差別の根深さを実感しました。

こうした差別の解消に向けて、私たちは真剣に取り組んでいかなければなりません。見えない所にあるものに対しては、想像や根拠のない噂が広がりやすいものです。これを差別につなげないためには、関係者がきちんと説明責任を果たし、正しい知識を伝える人権啓発・人権教育を子どもの頃から行っていくことが重要です。

国連が掲げたSDGs（持続可能な開発目標）は、全加盟国に「誰一人取り残さない社会を作っていこう」と呼びかけています。ハンセン病元患者や家族の方々も取り残してはなりません。偏見・差別のない社会をどう作り、次の世代にどう手渡していくか。この点を大切に、引き続き啓発に取り組んでいきます。

ひとりで悩まずに相談を

あなたは、ひとりではありません。
いじめや誹謗中傷などの困りごと、ご相談ください。

人権イメージキャラクター 人KENまもる君
人KENあゆみちゃん

人権相談窓口の案内

みんなの人権110番
0570-003-110

子どもの人権110番（通話料無料）
0120-007-110

女性の人権ホットライン
0570-070-810

外国人のための人権相談
0570-090911
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通
https://www.jinken.go.jp
インターネット人権相談 検索

- 法務省人権擁護局 http://www.moj.go.jp/JINKEN
- 人権啓発活動ネットワーク協議会 http://www.moj.go.jp/jinkennet
- YouTube 法務省チャンネル https://www.youtube.com/MOJchannel
- YouTube 人権チャンネル https://www.youtube.com/jinkenchannel
- 人権ライブラリー http://www.jinken-library.jp

法務省人権擁護局のSNS

Twitter @MOJ_JINKEN
Facebook HumanRightsBureau.MOJ
LINE @JINKEN01

法務省人権擁護局・
全国人権擁護委員連合会

■採録記事【令和３年３月１９日（金）／読売中高生新聞・１ページ】

読売中高生新聞（376.5×248mm）

ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

広告

正しく知って偏見や差別のない社会をつくる

2月下旬、今も社会に残る、ハンセン病の元患者や家族への偏見・差別をなくすためのシンポジウムがオンラインで開催。専門家や当事者の皆さんが、ハンセン病問題に関する課題や正しい知識、歴史を伝えていくことの大切さを訴えました。

ハンセン病とは

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気です。手足の指先の神経が麻痺したり、皮膚が変形したりすることがありました。しかし、らい菌の感染力は弱く、発病することは極めてまれです。また、万が一発病しても、現在は早期発見と適切な治療により、後遺症が残ることなく完治します。

ハンセン病患者・元患者と家族の気持ちを想像しよう

基調講演

過ちを繰り返さないために

公益財団法人
人権教育啓発推進センター 理事長
坂元 茂樹さん

ハンセン病への偏見・差別の大きな特徴は、法律が作り出したものであるという点です。明治～昭和期に制定された法律は、ハンセン病患者を社会から強制隔離するものでした。これが「ハンセン病は感染力の強い病気だ」という誤解を生み、患者や家族への恐怖感や差別意識の元となったのです。元患者による「ハンセン病国家賠償訴訟」、元患者の家族による「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」において、熊本地方裁判所がいずれも国の責任を認める判決を下しました。二つの判決は、国の隔離政策によって元患者や家族が社会的差別を受けてきたと認定。国は補償を行うとともに当事者の名誉回復などに向けた取り組みを始めました。しかし、真の救済には、社会に根深く残る差別の解消が必要です。社会全体の意識改革を目指した粘り強い啓発活動が欠かせません。前述の家族訴訟の判決は、家族が受けた被害を「人生被害」と表現し、弁護団団長は、地域の一人一人が加害者であったと指摘しました。こうした言葉は、偏見・差別による被害の大きさや、誰もが加害者になり得ることを示唆しています。元患者や家族への偏見・差別をなくし、ハンセン病問題における過ちを繰り返さないよう、私たち一人一人が考えていく必要があると思います。

パネルディスカッション

いま、私たちが考えるべきこととは？

コーディネーター

全国人権擁護委員連合会 会長 **内田 博文**さん

この知見を次の世代へ

森さんには療養所における課題を、国家賠償訴訟で先頭に立たれた竪山さんには判決後の現状を伺いました。黄さんにはハンセン病に関わる今後の人権教育啓発を、潮谷さんには自治体が偏見・差別の解消に取り組む際の注意点をお話しいただきました。皆様には心より御礼申し上げます。

パネリスト

偏見・差別の一掃を

全国ハンセン病療養所
入所者協議会 会長
森 和男さん

国の隔離政策により、国民にハンセン病に対する恐怖が定着し、元患者や家族は厳しい偏見・差別の中におかれました。熊本地裁の二つの判決は、問題の解決に向けて大きな力になりましたが、今後も人権啓発・人権教育の普及・啓発活動に一層取り組んでいくべきだと思っています。

「強制の場」を「共生の場」へ

ハンセン病違憲国家賠償訴訟
全国原告団協議会 事務局長
竪山 勲さん

私は13歳の時にハンセン病療養所に強制入所させられ、家族はバラバラに。今、私たちは強制（隔離）の場を共生の場に変える活動をしています。一人一人が変わることが、社会で一緒に暮らせる「共生の場」を作り出すことになることを、知っていただければと思います。

患者家族の被害とは何だったか

ハンセン病
家族訴訟原告団 副団長
黄光男さん

私たち患者家族は、一般市民からいじめや差別などの被害を受けてきました。ハンセン病元患者の身内がいることを語れないまま暮らしている方は、今もたくさんいます。このような被害を生まないためには、誰もが、おかしいことはおかしいと言える人間になることが必要です。

誰一人取り残さない社会を目指す

社会福祉法人慈愛園 理事長・
前熊本県知事
潮谷 義子さん

国連が掲げるSDGsは、加盟国に「誰一人取り残さない社会を作っていこう」と呼びかけています。ハンセン病の患者や家族の方々も取り残してはなりません。偏見・差別のない社会をどう作り、次の世代にどう手渡していくか。この点を大切に、私たちはこの問題に粘り強く取り組んでいく必要があります。

知っていますか？

「子どもの人権110番」

いじめや体罰などの困りごと、ひとりで悩まないで相談してください。

子どもの人権110番（通話料無料） 0120-007-110（ぜろ ぜろ なな ひゃくとおばん）
みんなの人権110番 0570-003-110（ぜろ ぜろ みんな の ひゃくとおばん）
女性の人権ホットライン 0570-070-810（ぜろ なな ぜろ の はーとふいん）
外国人のための人権相談 0570-090911
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html

「インターネット人権相談」

インターネットでも人権相談を受け付けています。

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通
https://www.jinken.go.jp インターネット人権相談 検索

●法務省人権擁護局 http://www.moj.go.jp/JINKEN
●人権啓発活動ネットワーク協議会 http://www.moj.go.jp/jinkennet
●YouTube法務省チャンネル https://www.youtube.com/MOJchannel
●YouTube人権チャンネル https://www.youtube.com/jinkenchannel
●人権ライブラリー http://www.jinken-library.jp

人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

【ビデオ】人権アーカイブ・シリーズ

分かりやすくまとめた映像で、ハンセン病をきちんと知ろう

「ハンセン病問題」～過去からの証言、未来への提言～

ハンセン病問題の歴史的な経緯や時代ごとの社会情勢、問題の本質などについて、関係者の証言や解説をもとに分かりやすくまとめた映像。幅広い世代が学びを得られます。

映像はこちらから▶https://youtu.be/eRKCmf-kcSw

「家族で考えるハンセン病」

実際のハンセン病患者も登場するドラマ作品。中学1年生の清香が友達と療養所を訪れるなどして、ハンセン病問題や人権の大切さについて理解していきます。

映像はこちらから▶https://youtu.be/cRCAIDCC3hs

■採録記事【令和３年３月１８日（木）／読売 KODOMO 新聞・１ページ】

読売 KODOMO 新聞（376.5×248mm）

ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

広告

正しく知って偏見や差別のない社会をつくろう

ハンセン病患者・元患者と家族の気持ちを考えてみよう

2月下旬、今も社会に残る、ハンセン病の元患者や家族への偏見・差別をなくすためのシンポジウムがオンラインで開かれたよ。専門家や当事者の皆さんが、ハンセン病問題に関する課題や正しい知識、歴史を伝えていくことの大切さを話したんだ。

ハンセン病とは?

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気。手足の指先の神経が麻痺したり、皮膚が変形したりすることがあったんだ。でも、らい菌の感染力はとても弱く、感染しても発病することはほとんどないよ。もし発病しても、いまは早期発見と適切な治療により、後遺症が残ることなく完治するんだ。

パネルディスカッション

いま、私たちが考えるべきこととは?

コーディネーター

この知見を次の世代へ

全国人権擁護委員連合会 会長 **内田 博文**さん

森さんには療養所における課題を、国家賠償訴訟で先頭に立たれた竪山さんには判決後の現状を伺いました。黄さんにはハンセン病に関わるこれからの人権教育啓発について、潮谷さんには自治体が偏見・差別の解消に取り組む際の注意点について知見をお話しいただきました。皆様には心より御礼申し上げます。

パネリスト

偏見・差別の一掃を

全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 **森 和男**さん

ハンセン病が治るようになってからも、国が強制隔離を続けたため、怖い病気だという思いが根付いてしまっています。この偏見・差別を一掃して、みんなが共生できる社会になることを願っています。

「強制の場」を「共生の場」へ

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会 事務局長 **竪山 勲**さん

私は13歳でハンセン病療養所に強制入所させられ、家族はバラバラになりました。今、私たちは強制(隔離)の場を共生の場に変える活動をしています。社会を変えるため、この活動を多くの方に知ってほしいと思います。

患者家族の被害とは何だったか

ハンセン病家族訴訟原告団 副団長 **黄光男**さん

私たち患者家族は、まわりの一般の人たちからいじめや差別を受けてきました。このような被害を生まないためには、誰もが、おかしいことはおかしいと言える人間になることが必要だと思います。

誰一人取り残さない社会を目指す

社会福祉法人慈愛園 理事長・前熊本県知事 **潮谷 義子**さん

国連はSDGsで、「誰一人取り残さない社会を作っていこう」と呼びかけています。ハンセン病の元患者や家族も取り残してはなりません。偏見・差別のない社会に向けて、粘り強く啓発に取り組んでいく必要があります。

基調講演

過ちを繰り返さないために

公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事長 **坂元 茂樹**さん

ハンセン病への偏見・差別の大きな特徴は、法律が作り出したものであるという点です。明治～昭和期に制定された法律は、ハンセン病患者を社会から強制隔離するものでした。これがハンセン病への偏見・差別を生み、患者や家族を苦しめる原因となりました。ハンセン病国家賠償訴訟、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟において、熊本地方裁判所がいずれも国の責任を認める判決を下し、隔離政策の誤りを認定。国は元患者や家族の名誉回復などのために取り組みを始めました。しかし、真の救済には差別の解消が必要です。前述の「家族訴訟」で弁護団団長は、地域の一人一人が加害者だったと指摘しました。元患者や家族への偏見・差別をなくし、ハンセン病問題の過ちを繰り返さないために、これから私たち一人一人が考えていく必要があります。

知っていますか?

「子どもの人権110番」

いじめや体罰などの困りごと、ひとりで悩まないで相談してね。

人権イメージキャラクター 人KENまもる君

子どもの人権110番（通話料無料）
0120-007-110

みんなの人権110番
0570-003-110

女性の人権ホットライン
0570-070-810

人KENちゆみちゃん

外国人のための人権相談
0570-090911 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html

インターネットでも人権相談を受け付けています。

「インターネット人権相談受付窓口」

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp

インターネット人権相談 検索

- ●法務省人権擁護局 http://www.moj.go.jp/JINKEN
- ●人権啓発活動ネットワーク協議会 http://www.moj.go.jp/jinkennet
- ●YouTube法務省チャンネル https://www.youtube.com/MOJchannel
- ●YouTube人権チャンネル https://www.youtube.com/jinkenchannel
- ●人権ライブラリー http://www.jinken-library.jp

【ビデオ】人権アーカイブ・シリーズ

分かりやすくまとめた映像で、ハンセン病をきちんと知ろう

「ハンセン病問題」～過去からの証言、未来への提言～

ハンセン病問題の歴史的な経緯や時代ごとの社会情勢、問題の本質について、関係者の証言や解説をもとに分かりやすくまとめた映像です。

映像はこちらから▶https://youtu.be/eRKCmf-kc5w

「家族で考えるハンセン病」

中学1年生の主人公が友だちと療養所を訪れるなどして、ハンセン病問題や人権の大切さについて理解していくドラマ作品。実際のハンセン病元患者も登場。

映像はこちらから▶https://youtu.be/cRCAIDCC3hs

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

■採録記事【令和３年３月１８日（木）／朝日小学生新聞・全５段】

朝日学生新聞（170×382mm）

■採録記事【令和３年３月１８日（木）／毎日小学生新聞・全５段】

毎日小学生新聞（168×240mm）